

丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
Tel070-3791-0150 Fax04-7196-6033
e-mail : fuji1@maru1.co
千葉県社会保険労務士会所属
登録番号 第 12220001 号



クレマチス(テッセン)⇒

5月も後半となり初夏の訪れを感じる時期となりましたが、皆様益々ご清栄のことと存じます。
今月から2回にわたって就業規則について(裏面)を掲載させていただきます。

賃金のデジタル払いについて

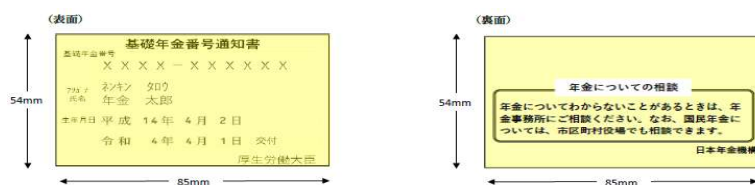
賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座への振込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及等に対応するため、労働者が同意した場合には資金移動業者(厚生労働大臣指定業者のみ)の口座への賃金支払いも認められることとなります。

今後の流れ 2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請⇒審査(数か月)
大臣指定後⇒ 各事業場で労使協定を締結
労使協定締結後⇒個々の労働者に説明し、同意した場合にはデジタル払い開始

注意点 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。

年金手帳⇒基礎年金番号通知書へ(昨年度より)

・令和4年4月1日より、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、下記の基礎年金番号通知書が発行されています。



・年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。

引き続き年金手帳を大切に保管してください。

・年金手帳の再発行を希望される場合は、この「基礎年金番号通知書」の再交付を申請できます。(年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。)

就業規則とは

労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、
職場内の規律等について定めた職場における規則集です。

◇必要な事業場

・常時 10 人以上の労働者(※)を使用している事業場では、就業規則を作成し、過半数組合または、労働者の過半数代表者からの意見書を添付した上で、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。 変更した場合においても同様です。

※10 人未満になることはあっても常態として 10 人以上の労働者(パート・アルバイト含む)を使用している場合も含まれます。

◇就業規則の効力

・就業規則は、法令や労働協約に反してはなりません。
・就業規則で定める労働条件が法律の規定を下回る場合、法律で定められる基準が優先して適用されます。就業規則の内容が法律で定められている基準より下回っている部分については無効となります(労働基準法 13 条)。

◇就業規則の記載に関する事項

・就業規則に記載する内容には、必ず記載しなければならない事項(絶対的必要記載事項)と、当該事業場で定めをする場合に記載しなければならない事項(相対的必要記載事項)があります。(労働基準法第 89 条)

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！

☎ 丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228

Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033 Mail:fuji1@maru1.co

※当事務所では、千葉SR経営労務センターによる特別加入(事業主様や役員の方や建設業一人親方の労災保険)も受付ております。お気軽にお問合せください。